

令和3年

第4回市議会定例会 議案第11号

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正
について

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和3年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を
改正する条例

函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年函館市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第23号中「車道」の後ろに「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第24号とし、同項第22号を同項第23号とし、同項第21号中「第2条第21号」を「第2条第22号」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条中「第45条」を「第46条」に改める。

第5条第1項中「停車帯」の後ろに「，自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の後ろに「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の後ろに「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設置する道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車

帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路(自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第11条第1項中「または第4種の道路」を「(第4級および第5級を除く。次項において同じ。)または第4種(第3級および第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートルであるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートルであるもの(」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の後ろに「または自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の後ろに「もしくは自転車通行帯」を加える。

第34条第3号中「車道」の後ろに「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第35条中「横断歩道橋等」の後ろに「, 自動運行補助施設」を加える。

第43条中「第9条」の後ろに「, 第9条の2第3項」を加える。

第46条を第47条とし、第45条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

- 第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等（法第33条第2項第3号に規定する歩行者利便増進施設等をいう。以下この項において同じ。）の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、函館市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第40号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯等の構造の技術的基準に関する規定の整備等をするため